

栃労基発 0609 第 2 号
令和 2 年 6 月 9 日

関係団体の長 殿

栃木労働局労働基準部長

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

標記について、令和 2 年 5 月 18 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課ほか 7 局 9 課の連名により別添のとおり熱中症予防の普及啓発・注意喚起についての周知依頼がありましたので、会員への周知等について、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

また、今般、本県の過去 10 年間ににおける熱中症による死傷災害の発生状況をもとに、熱中症予防のために、特に、実施していただきたいことについて、“熱中症予防のための 7 つのルール”として取りまとめましたので、併せて、積極的な周知・指導をお願いいたします（別添「STOP!熱中症“熱中症予防のための 7 つのルールを守りましょう!”」参照）。

